

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

株式会社群馬銀行（証券コード: 8334）

【据置】

長期発行体格付	A A
格付の見通し	安定的
債券格付（損失吸収条項付 Tier 2）	A A-

■格付事由

- 群馬県前橋市に本店を置く資金量約8兆円の地方銀行。2位以下を大きく引き離す預貸金シェアを有する群馬県のリーディングバンクであり、地元で盤石な事業基盤を維持している。加えて、マーケット規模の大きい埼玉県や東京都でも事業基盤を拡大している。事業基盤への評価に加え、良質な貸出資産、資本と有価証券評価益の厚みが格付を支えている。JCRは、基礎的な収益力（投資信託の解約損益を除く、以下同じ）の低下に歯止めを掛けることが当行の課題と考えてきたが、非金利業務利益の増加と資金利益の反転により回復に転じている。
- コア業務純益は20/3期をボトムに回復している。22/3期第3四半期累計では245億円と、前年同期比で約3割の増益となった。22/3期上半期のROA（コア業務純益ベース、年率換算）は0.3%台前半である。注力する非金利業務では、法人・個人とも収益が持続的に増加している。銀行単体に加え、子会社のぐんぎん証券では、市況が好調だったことの寄与もあり、収益を大きく伸ばした。資金利益の増益は、減収が続いていた有価証券利息配当金が増加に転じたことなどによるものである。今後、米ドル短期市場金利の上昇を背景に、外貨調達コストの増加が業績の下押し要因となる公算が大きいとみられる。一方、非金利業務では人員を増強するなど体制を強化しており、また、店舗ネットワークや人員体制の効率化を背景に経費の削減を進めている。収益力を更に強化していけるか注目している。
- 有価証券運用では、残存期間10年超の国債の残高を積み増している。また、株式や外貨建外債などの残高も増加方向にある。エクイティ系資産の価格変動リスク量は資本対比でやや大きい。また、金利リスク量は円建債券を中心に大きく増加している。資本の厚みや有価証券の含み益がバッファーとなっており、リスクは管理可能な範囲内で推移するとJCRはみているが、今後の有価証券運用の動向をフォローしていく。
- 21/3期は、地元大口与信先の事業再生ADR手続きを主因に与信費用が一時的に大きく増加した。また、コロナ禍の長期化を含めた外部環境の変化による地元産業への影響などに留意を要する。ただし、分類先で未保全額が大きい先は少数に留まっている。引当について保守的な対応を行っており、21/3期には更に保守化を進めた。このため、当面の与信費用はコア業務純益で十分に吸収可能な範囲内にとどまるとJCRはみている。
- 連結普通株式等Tier1比率は21年12月末で11.99%。その他包括利益累計額を控除した調整後では10%超と格付対比でみて改善の余地が残る。25/3期までの3カ年中期経営計画では、貸出でのリスクテイクを積極化しつつ、資本水準の改善を図る計画としており、今後の進捗をフォローしていく。

（担当）加藤 厚・大石 剛

■ 格付対象

発行体：株式会社群馬銀行

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	AA	安定的

対象	発行額	発行日	償還期日	利率	格付
第2回期限前償還条項付無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	100億円	2017年4月28日	2027年4月28日	(注1)	AA-
第3回期限前償還条項付無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	100億円	2018年4月27日	2028年4月27日	(注2)	AA-
第4回期限前償還条項付無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付)	100億円	2019年4月26日	2029年4月26日	(注3)	AA-
第5回期限前償還条項付無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付) (グリーンボンド)	100億円	2019年11月26日	2029年11月26日	(注4)	AA-
第6回期限前償還条項付無担保社債 (実質破綻時免除特約及び劣後特約付) (サステナビリティボンド)	100億円	2021年10月29日	2031年10月29日	(注5)	AA-

(注1) 2022年4月28日まで0.50%。その翌日以降は5年物円スワップのミッド・レートに0.43%を加え、小数点以下第3位を切り上げた率。

(注2) 2023年4月27日まで0.40%。その翌日以降は6ヶ月ユーロ円ライボーに0.29%を加えた率。

(注3) 2024年4月26日まで0.48%。その翌日以降は6ヶ月ユーロ円ライボーに0.48%を加えた率。

(注4) 2024年11月26日まで0.37%。その翌日以降は6ヶ月ユーロ円ライボーに0.42%を加えた率。

(注5) 2026年10月29日まで0.49%。その翌日以降は6ヶ月日本円タイボーに0.33%を加えた率。

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2022年4月8日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：加藤 厚
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2021年10月1日)、「金融機関等が発行する資本商品・TLAC商品の格付方法」(2017年4月27日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 株式会社群馬銀行
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。
なお、本件劣後債につき、約定により許容される元利金支払義務の免除が生じた場合、当該免除は「債務不履行」に当たらないが、JCRでは債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会が定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル